

令和４年 第５回選挙管理委員会会議録（要旨）

日 時 ― 令和４年５月１８日（水） 午前１０時００分～午前１０時４５分

場 所 ― 高層館１２階 選挙管理委員会

出席者 ― （委 員）中井委員長、星原委員長代理、松井委員、山口委員
（事務局）中井事務局長、三谷事務局次長、新家主幹、永吉係長、
清瀬係長、井上主査

（中井委員長）

ただいまから、第５回選挙管理委員会を開催します。

まず、案件１ 指定都市選挙管理委員会連合会事務局長会議及び通常会議についての報告をお願いします。

（中井事務局長）

指定都市選挙管理委員会連合会の会議の報告をさせていただきます。

４月２２日に事務局長会議を本市が幹事市となり、WEB開催しました。

また、５月１２日、１３日には川崎市で通常会議が開催されまして、星原委員長代理、松井委員と私、中井が出席しました

事務局長会議の議案内容につきましては、通常会議と重複しますので、通常会議の資料に基づいて説明させていただきます。

まず、第１号議案は「令和３年度指定都市選挙管理委員会連合会事業報告」でございます。春の通常会議は大阪市で書面開催となり、前年度の事業報告等、資料記載のとおり令和３年６月２９日に議決されました。

次に委員長会議が令和４年２月７日に横浜市でWEB開催され、公職選挙法改正要望の項目を決定しました。

また、事務局長会議が新潟市で書面開催、さいたま市でWEB開催され、内容につきましては、資料記載のとおりです。

続きまして、第２号議案「令和３年度指定都市選挙管理委員会連合会歳入歳出決算報告」でございます。収入額が６,４０４,９２６円、支出額が３８３,４５０円、翌年度繰越額としまして６,０２１,４７６円となっております。コロナ感染症の影響で会議が書面又はWEB開催となったため、支出額が少なくなったものでございます。

続きまして、第３号議案「令和４年度公職選挙法等選挙関係法令の改正に関する要望書について」でございます。国会議員等へ法改正を要望するＡ要望が５項目、総務省等へ法令改正を含め改善を要望するＢ要望が２２項目となっております。前回からの変更点としては、選挙公報の配布義務の緩和がＢ要望からＡ要望に変更となっております。また、新規要望として、Ｂ要望の１の「法第１１条の対象で、本籍地への犯歴通知等がなされた後に住所設定された者に対する本籍地から住所地選管への犯歴通知

の制度化」が追加されております。これらの内容につきましては、これまで各委員の皆様にご説明させていただいた内容と同様でございます。

続きまして、第4号議案「令和4年度指定都市選挙管理委員会連合会事業計画(案)」でございますが、通常会議、委員長会議等の開催計画を記載しています。今年度は公職選挙法改正要望を行う年になっております。秋に会長市等で要望活動を行う予定となっております。

続きまして、第5号議案「令和4年度指定都市選挙管理委員会連合会歳入歳出予算(案)」でございますが、収入額、支出額ともに9,021,576円となっております。なお、繰越金が約600万円ございまして、繰越金を削減するために、令和4年度の各市の分担金15万円は徴収しないこととなりました。

続いて、第6号議案は「令和4年度指定都市選挙管理委員会連合会表彰の被表彰者等の決定について」ですが、表彰される方につきましては、資料記載のとおりでございます。

以上説明いたしました議案は、通常会議において、すべて、全市賛成で議決いたしました。

なお、資料は付けておりませんが、通常会議2日目は、総務省管理執行アドバイザーで一般社団法人選挙制度実務研究会の小島勇人先生を講師として、「ミス防止に向けた選挙の管理執行事務に対する基本的姿勢等」について、ご講演いただきました。通常会議の報告につきましては、以上でございます。

(中井委員長)

ただいま説明いただいた内容につきまして、質問などはございませんか。

(委員)

なし。

(中井委員長)

それでは、案件1の報告につきましては了といたします。

続いて、案件2 その他案件についての説明をお願いします。

(中井事務局長)

その他案件につきましては、参議院議員通常選挙におきましての新型コロナウイルスの感染対策につきまして事務局から説明させていただきます。

(永吉係長)

それでは、参議院議員通常選挙の新型コロナウイルス対策について説明させていただきます。

ベースとしましては、昨年の衆議院選挙時の新型コロナ対策と大きな違いはないのですが、前回は初めてということもありまして、かなりフルスペックに近い形で行いましたので、そのうちで、次の選挙が暑い夏に行われることを踏まえまして若干方針を変更しております。

まず、投票所でのフェイスシールドにつきましては、前回は選挙人に近づく役割をされる方、場内案内係や代理投票の際に補助者となる方や、立会人の方も場合によっては選挙人と近くなることもありますので、そういった方達には、必ず装着することを求めておりましたが、今回は任意ということにさせていただこうと考えております。ただし、前回と同じ数は、投票所へ配布しております。

次に、従事者が着ける手袋についてですが、前回は、名簿対照係、投票用紙交付係及び代理投票の補助者など、選挙人と直接ものをやりとりするポジションにある方は、手袋を着け2時間に1回付け替えるということをお願いしておりました。ただ、従事者から、実際に手袋を着けて2時間に1回付け替えるという作業は、実務をこなすうえでしんどかったという意見がありましたことと、暑い盛りの選挙ということもありますので、投票所に設置しております手指消毒液でこまめに消毒してもらうことで代替しようと考えております。実際、本市の市民課などの窓口部署におきましても、手袋を着けて業務をしているということはないということでしたので、手袋を着けることは廃止し、手指消毒を主にさせていただくこととしました。ただし、アレルギーのある方や、手袋を着けることを希望する方もいると思いますので、投票所への配布は継続いたします。

そしてもう一点、記載台についてですが、前回は、二人用記載台の一方を使用不可とすることを原則とし、よほど混んできた時には、一時的に二人で使えるようにしてもかまわないという形にしておりましたが、そのような取り扱いをしたことにより行列ができてしまい、案内係の業務負担がかなり大きかったという御意見もありました。また、記載台では、選挙人は投票用紙に黙って記載するのみで、隣り合っていたとしても、それで感染する恐れは極めて少ないであろうということを踏まえまして、前回のような取り扱いは廃止させていただこうと考えております。

前回の衆議院選挙時から運用を変更したいと考えておりますことにつきましては、以上3点でございます。

(中井委員長)

ただいま説明いただきましたことについて、質問や御意見はありませんか。

(委員)

なし。

(中井委員長)

それでは、説明いただきました参議院議員通常選挙の新型コロナウイルス対策につきまして了といたしますが、消毒については、万全を期すという姿勢を表すためにも、投票所の入口に加えて出口にも消毒液を置くようにしておいた方がよいと思います。

他には、案件はありませんか。

(中井事務局長)

事務局からは以上です。

(中井委員長)

それでは、本日の委員会はこれで終了します。